

【EU】電気電子機器廃棄物の再利用を強化する指令制定へ

海外立法情報調査室・植月 献二

* 欧州議会は、2012年1月19日、電気電子機器廃棄物に関する指令(WEEE指令)を廃止し、廃棄物の再利用を強化する内容の新指令を採択した。今後、理事会にて採択され、公布・施行された後、加盟国は、これを18か月以内に国内法により実施しなければならない。

1 WEEE 指令とは

冷蔵庫、携帯電話、コンピュータ等の電気電子機器廃棄物(waste electrical and electronic equipment 以下「WEEE」)の回収と再利用に関して定める欧州議会及び理事会指令(2002/96/EC)は、WEEE指令と呼ばれている。これは、ほとんどすべてのWEEEを対象に、各メーカーに自社製品の廃棄物の回収及び再利用を行わせ、その経費を負担させるもので、欧州連合(EU)の加盟国に、2007年以降、国民1人当たり年平均4kg以上に相当するWEEEの回収を義務付けている。

WEEE指令は、RoHS指令(Restriction of the use of certain Hazardous Substances)と呼ばれる、埋立処分されたWEEEに含まれる有害物質の漏出を防止するために、特定の有害物質を使用する電気電子機器の上市を規制する別の欧州議会及び理事会指令(2002/95/EC)と共に2003年から施行されている。

2 新指令案の策定目的及び審議経緯

WEEE指令は、前述のようなWEEEの回収の枠組みを構築することを各加盟国に求めている。しかし、さまざまな制度や文化等の違いにより、加盟27か国それぞれに異なる基準があるといわれ、共同歩調を取った法制化は困難であった。1人当たり4kg相当のWEEE回収という基準も、国によって人々が利用する機器の量も異なることから、どの国にも一律に適用していくことに無理があった。その結果、分別回収され適切に処理されているのは、WEEE全体のおよそ3分の1に過ぎず、約半分が域外に輸出され、残りは埋立処分されているという。

こうした状況を受けて、2008年12月3日、欧州委員会は、上述の2指令を廃止し、改めてその内容を強化する指令案を策定して欧州議会及び理事会に提出した。新WEEE指令案の目的は、増え続けるコンピュータその他のWEEEについて、埋立処分量を減らし、発展途上国への輸出を制限し、再生利用の割合を増大させることであり、新RoHS指令案の目的は、有害物質の使用規制の範囲を拡大することであった。後者は、既に、2011年6月8日に新指令2011/65/EUとして制定されている(注1)。前者のWEEE指令案については、より厳しい基準を求める欧州議会と理事会、欧州委員会の3者の間で協議が重ねられてきたが、最終的な修正案について合意がなされ、2012年1月19日の欧州議会第2読会において同修正案は承認された(注2。以下「新指令案」)。

3 新指令案の要点

WEEE指令は、対象とするWEEEを10区分に分類し、それぞれに該当する機器を明示している。新指令案でも当面この区分を維持するが、6年後から6区分（熱変換機器、モニタ・テレビ等、蛍光管・電球等、大型機器、小型機器、小型IT通信機器）に分け、すべてのWEEEを対象とする（第2条、附表I～IV）。加盟国はこの区分に従って、特にオゾン層破壊物質や温室効果ガス、水銀等を含むWEEEを優先して分別収集を行い（第5条）、第8条～第10条に規定するWEEEの適切な処理を行うが、目標として、これまでと同様、10区分それぞれに80%及び75%等の回収(recovery)及び再利用(recycle)する率を定め、3年後からこれに5%を上乗せし、6年後から適用する6区分については個別の区分に同様の率を割り当てた（第11条、附表V）。再利用を促進するために、25cm以下の小型電気製品に限り、消費者は、大型店舗（電気製品の売り場面積400m²以上）のいずれにも無料にてこれを返却することができるものとする（第5条）。

加盟国は、WEEEの収集(collection)率を年毎に設定し、各メーカーはその収集率を達成しなければならない。収集率の基準は、4年後（2016年）からその3年前に販売された全電気電子機器の重量の45%以上とする。その後、収集率を漸増させて、7年後（2019年）からこれを65%以上とし、又は国内で発生したWEEEの総重量の85%以上を収集する。その実施に当たって各国均一の条件を確保するため、欧州委員会は、3年以内に、その基礎となる重量の算出方法について審査手続による実施法行為で定める。なお、新しい加盟国のうち10か国については、必要な基盤が欠如し、電気電子機器の使用が少ないとして、4年後に40%以上を、9年以内に最終目標を達成することとされた。そのほか、加盟国でこの義務を履行できなくなった場合に備え、委任された法行為を採択する権限を欧州委員会に与え、必要な経過措置を行うための手続を定めた。

（第7条）（注3）

欧州委員会は、3年以内に、新しい収集区分の再審査及び明確化を行い、また、収集率達成期限も再審査して区分毎の回収率について必要な事項を設定する等を行い、これらについて欧州議会及び理事会に報告し、必要な立法提案を行う（第2条及び第7条）。

注（インターネット情報は2012年4月23日現在である。）

- (1) 植月 献二「【EU】電気電子機器の有害物質使用規制拡大(新 RoHS 指令制定)」『外国の立法』248-2号, 2011.8. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050675_po_02480204.pdf?contentNo=1>を参照。
- (2) 審議経過については、PreLex Monitoring of the decision-making process between institutions of 2008/0241/COD <http://ec.europa.eu/prelex/detail_dossier_real.cfm?CL=en&DosId=197711>を、欧州議会第2読会の採択条文は、T7-0009/2012 <<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//TEXT+TA+P7-TA-2012-0009+0+DOC+XML+V0//EN>> を参照。
- (3) 実施法行為及び委任された法行為については、植月 献二「リスボン条約後のコミットロジー手続—欧州委員会の実施権限の行使を統制する仕組み」『外国の立法』No.249, 2011.9. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050721_po_02490002.pdf?contentNo=1>を参照。